

令和 8 年和泉市議会第 2 回定例会議案書（報告その他議案）目次

種別及び番号	件 名	摘 要
報告第 3 号	一般財団法人和泉市文化振興財団令和 7 年度決算書類の提出について	P. 2
報告第 4 号	一般財団法人和泉市文化振興財団令和 8 年度事業計画書類の提出について	P. 3
報告第 5 号	一般財団法人和泉市公共施設管理公社令和 7 年度決算書類の提出について	P. 4
報告第 6 号	一般財団法人和泉市公共施設管理公社令和 8 年度事業計画書類の提出について	P. 5
報告第 7 号	令和 7 年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 6
報告第 8 号	令和 7 年度和泉市一般会計継続費繰越計算書について	P. 9
報告第 9 号	令和 7 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 11
報告第 10 号	令和 7 年度和泉市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 13
報告第 11 号	令和 7 年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について	P. 15
報告第 12 号	令和 7 年度和泉市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	P. 17
報告第 13 号	令和 7 年度放棄した私債権等の報告について	P. 19
報告第 14 号	専決処分の承認を求めることについて（和泉市税条例等の一部を改正する条例（令和 8 年和泉市条例第 18 号））	P. 23
議案第 35 号	財産取得について（リモートパソコン 390 台運用分）	P. 58
議案第 36 号	製造請負契約締結について（15m 級ポンプ付はしご消防車艀装）	P. 60
議案第 40 号	財産取得について（和泉市家庭系日常（可燃）ごみ指定袋）	P. 62
議案第 41 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	P. 64
議案第 45 号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	P. 67
議案第 58 号	財産取得について（電子黒板機能付大型提示装置）	P. 70

頁数には、目次を含みます。

報告第 3 号

一般財団法人和泉市文化振興財団令和7年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人和泉市文化振興財団の令和7年度の決算に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

報告第 4 号

一般財団法人和泉市文化振興財団令和8年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人和泉市文化振興財団の令和8年度の事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年6月8日提出

和泉市長 辻 宏 康

報告第 5 号

一般財団法人和泉市公共施設管理公社令和7年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人和泉市公共施設管理公社の令和7年度の決算に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年6月8日提出

和泉市長 辻 宏 康

報告第 6 号

一般財団法人和泉市公共施設管理公社令和8年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人和泉市公共施設管理公社の令和8年度の事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

報告第 7 号

令和7年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、令和7年度和泉市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

令和7年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	大阪府防災行政無線設備 整備事業	8,593,000	8,593,000				8,500,000		93,000
2 総務費	3 戸籍住民 基本台帳費	住民基本台帳システム等 改修事業	6,309,000	6,309,000		6,309,000				
3 民生費	3 児童措置費	物価高対応子育て応援手当 給付事業	14,740,000	10,740,000		10,740,000				
5 農林水産業費	1 農業費	土地改良施設防災減災事業	908,000	908,000				900,000		8,000
5 農林水産業費	1 農業費	松尾山農道改修事業	55,000,000	55,000,000				49,500,000		5,500,000
6 商工費	1 商工費	お買い物割引チケット事業	1,218,861,000	1,218,861,000		1,218,861,000				
7 土木費	2 道路橋梁費	伏屋唐国線道路改良事業	6,994,000	6,951,000		2,783,000		2,100,000		2,068,000
8 消防費	1 消防費	大阪府防災行政無線設備 整備事業	4,360,000	4,360,000				4,300,000		60,000

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
9 教育費	2 小学校費	伯太小学校 大規模改修事業	円 147,400,000	円 147,400,000	円	円 16,666,000	円	円 130,700,000	円	円 34,000
9 教育費	2 小学校費	北池田小学校 大規模改修事業	216,800,000	216,800,000		35,411,000		181,300,000		89,000
9 教育費	2 小学校費	緑ヶ丘小学校 大規模改修事業	177,500,000	177,500,000		30,000,000		147,500,000		
9 教育費	2 小学校費	鶴山台北小学校消防設備等 改修事業	56,716,000	56,716,000		18,905,000		37,800,000		11,000
9 教育費	3 中学校費	郷荘中学校 大規模改修事業	181,300,000	181,300,000		34,596,000		146,600,000		104,000
9 教育費	3 中学校費	南池田中学校 大規模改修事業	295,400,000	295,400,000		62,893,000		232,400,000		107,000
9 教育費	5 社会教育費	青少年の家改修事業	666,600,000	666,600,000		333,300,000		308,300,000		25,000,000
9 教育費	5 社会教育費	池上曾根遺跡発掘調査事業	17,889,000	17,889,000		8,944,000				8,945,000
合 計			3,075,370,000	3,071,327,000		1,779,408,000		1,249,900,000		42,019,000

報告第 8 号

令和7年度和泉市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和7年度和泉市一般会計継続費は、次のとおり繰越したので、同項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

令和7年度和泉市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事 業 名	継 続 費 の 総 額	令和7年度継続費予算現額			支 出 済 額 及 び 支 出 見 込 額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通 次 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国 支 出	府 金	地 方 債
7 土木費	5 住宅費	富秋中学校区等 市 営 住 宅 等 集 約 建 替 事 業	円 16,104,110,000	円 64,059,000	円 64,059,000	円 64,051,632	円 7,368	円 7,368	円 7,368	円	円	円	円
9 教育費	1 教育総務費	(仮称)富秋学園 整 備 事 業	7,785,017,000	1,047,880,000	76,460,000	1,124,340,000	516,144,000	608,196,000	608,196,000	44,492,000	400,204,000	163,500,000	
合 計			23,889,127,000	1,111,939,000	76,460,000	1,188,399,000	580,195,632	608,203,368	608,203,368	44,499,368	400,204,000	163,500,000	

報告第 9 号

令和7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、令和7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

令和7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 公共用地 先行取得 事業費	1 公共用地 先行取得 事業費	北信太駅前整備事業	円 21,513,000	円 21,511,951	円 21,000,000	円	円	円	円	円 511,951

報告第 10 号

令和7年度和泉市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、令和7年度和泉市介護保険事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

令和7年度和泉市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円
1 総務費	1 総務管理費	地域密着型施設整備事業	160,370,000	160,370,000			160,370,000			

報告第 11 号

令和7年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定による令和7年度和泉市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

令和 7 年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			不用額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		
1. 資本的 支出	1. 建設 改良費	池田下町配水管布設工事	円 45,000,000	円 0	円 45,000,000	円 0	円 38,000,000	円 7,000,000	円 0	工事による道路の通行止めに伴う地元調整等に時間を要したため。
合 計			45,000,000	0	45,000,000	0	38,000,000	7,000,000	0	

報告第 12 号

令和7年度和泉市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定による令和7年度和泉市公共下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

令和7年度和泉市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		
1. 資本的 支出	1. 建設 改良費	国分2-32-1号線管布設工事 その6に伴う水道管復元工事 補償	円 34,000,000	円 0	円 34,000,000	円 0	円 0	円 34,000,000	円 0	工事実施に当たり、関連事業の水道工事において、家屋調査に係る調整に想定以上の日数を要したため、完了が遅れ、それに伴い水道管復元工事の完了も遅れたもの。
		国分2-32-1号線管布設工事 その6	59,700,000	0	59,700,000	24,000,000	32,000,000	3,700,000	0	工事実施に当たり、関連事業の水道工事において、家屋調査に係る調整に想定以上の日数を要したため、完了が遅れたもの。
	合 計			93,700,000	0	93,700,000	24,000,000	32,000,000	37,700,000	0

報告第 13 号

令和7年度放棄した私債権等の報告について

和泉市債権管理条例（平成24年和泉市条例第2号）第18条第1項の規定により、市の私債権等について次のとおり放棄したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

私債権等放棄調書(総括表)

債権の種類	担当部課等	債権放棄した額	放棄した債務者の 件数	放棄した保証人の 件数
診療報酬返還金	福祉部生活福祉課	1,895,220円	1件	—
住宅使用料	都市デザイン部建築住宅室	12,033,400円	18件	18件
市営住宅駐車場使用料	都市デザイン部建築住宅室	526,500円	6件	—
水道料金	上下水道部お客さまサービス課	828,769円	127件	—
合計		15,283,889円	152件	18件

私債権等放棄調書

債権の種類 診療報酬返還金
担当部課等 福祉部生活福祉課

番号	債権放棄した額	放棄年月日	放棄した事由	保証人	備考
1	1,895,220円	令和8年3月26日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
小計	1,895,220円				

※条例第18条第1項第8号 時効期間が満了した場合で債務者が時効援用の意思を示さないとき。

私債権等放棄調書

債権の種類 住宅使用料
担当部課等 都市デザイン部建築住宅室

番号	債権放棄した額	放棄年月日	放棄した事由	保証人	備考
1	780,800円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
2	1,624,500円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
3	993,200円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
4	145,900円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
5	70,700円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
6	938,600円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
7	534,200円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
8	412,500円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
9	663,200円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
10	1,106,300円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
11	1,175,600円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
12	1,539,100円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
13	6,800円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
14	306,100円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
15	26,700円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
16	133,300円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
17	536,900円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
18	1,039,000円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	有	1
小計	12,033,400円				

※条例第18条第1項第8号 時効期間が満了した場合で債務者が時効援用の意思を示さないとき。

私債権等放棄調書

債権の種類 市営住宅駐車場使用料
担当部課等 都市デザイン部建築住宅室

番号	債権放棄した額	放棄年月日	放棄した事由	保証人	備考
1	157,000円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
2	133,500円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
3	34,000円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
4	72,000円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
5	56,000円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
6	74,000円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
小計	526,500円				

※条例第18条第1項第8号 時効期間が満了した場合で債務者が時効援用の意思を示さないとき。

私債権等放棄調書

債権の種類 水道料金
担当部課等 上下水道部お客さまサービス課

番号	債権放棄した額	放棄年月日	放棄した事由	保証人	備考
1	7,866円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
2	1,626円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
3	2,655円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
4	1,280円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
5	651円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
6	11,290円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
7	1,129円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
8	20,020円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
9	1,824円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
10	1,953円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
11	1,178円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
12	1,178円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
13	1,100円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
14	14,397円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
15	3,478円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
16	5,031円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
17	2,704円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
18	5,241円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
19	1,228円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
20	1,100円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
21	4,294円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
22	17,260円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
23	1,476円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
24	1,625円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
25	3,716円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
26	1,302円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
27	4,526円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
28	2,103円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
29	2,603円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
30	1,129円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
31	1,370円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
32	17,176円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
33	40,002円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
34	1,959円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
35	3,400円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
36	1,555円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
37	17,120円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
38	2,357円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
39	3,260円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
40	2,200円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
41	1,100円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
42	4,442円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
43	1,548円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
44	2,200円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
45	1,352円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
46	3,280円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
47	2,350円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
48	15,035円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
49	54,437円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
50	1,476円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	

番号	債権放棄した額	放棄年月日	放棄した事由	保証人	備考
51	8,195円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
52	1,100円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
53	2,250円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
54	2,479円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
55	17,158円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
56	4,679円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
57	1,251円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
58	4,154円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
59	2,221円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
60	5,334円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
61	4,982円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
62	7,452円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
63	2,356円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
64	4,280円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
65	12,470円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
66	4,046円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
67	6,679円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
68	1,656円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
69	2,805円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
70	4,330円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
71	540円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
72	14,206円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
73	2,749円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
74	21,934円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
75	4,404円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
76	1,981円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
77	3,358円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
78	4,334円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
79	1,129円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
80	3,997円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
81	6,514円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
82	3,734円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
83	2,754円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
84	3,256円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
85	2,307円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
86	31,367円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
87	3,152円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
88	3,289円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
89	3,152円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
90	689円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
91	2,200円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
92	1,352円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
93	2,037円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
94	3,363円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
95	6,538円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
96	1,129円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
97	9,202円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
98	1,747円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
99	3,735円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
100	2,906円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
101	1,808円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
102	10,036円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
103	2,755円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
104	689円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
105	3,421円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
106	707円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
107	689円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
108	1,427円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
109	2,335円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	

番号	債権放棄した額	放棄年月日	放棄した事由	保証人	備考
110	9,453円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
111	1,606円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
112	4,173円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
113	4,231円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
114	3,204円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
115	4,374円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
116	2,704円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
117	15,924円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
118	2,139円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
119	2,023円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
120	15,376円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
121	6,083円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
122	25,890円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
123	4,281円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
124	2,003円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
125	138,883円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
126	1,328円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
127	3,713円	令和8年3月31日	和泉市債権管理条例第18条第1項第8号	—	
小計	828,769円				

※条例第18条第1項第8号 時効期間が満了した場合で債務者が時効援用の意思を示さないとき。

報告第 14 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

専決第 3 号

和泉市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、和泉市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日専決

和泉市長 辻 宏 康

和泉市条例第 18 号

和泉市税条例等の一部を改正する条例

(和泉市税条例の一部改正)

第1条 和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(納税証明事項) 第7条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。 (所得割の課税標準) 第13条 略 2 略 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第14条の6において「特定配当等」という。）<u>(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)</u>に係る所得を有する者に係	(納税証明事項) 第7条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。 (所得割の課税標準) 第13条 略 2 略 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下この項及び次項並びに</u>第14条の6において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る

新	旧
る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 略 (軽自動車税の納税義務者等) 第31条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、<u>その所有者に課する</u>。 2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u> (軽自動車税のみなす課税) 第31条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	所得の金額を除外して算定する。 4～6 略 (軽自動車税の納税義務者等) 第31条 軽自動車税は、<u>3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u> 2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u> 3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u> (軽自動車税のみなす課税) 第31条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この章において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u>

新	旧
2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。 第31条の4 略	2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> 4 <u>法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> 第31条の4 略 <u>（環境性能割の課税標準）</u> 第31条の5 <u>環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取</u>

新	旧
	<u>得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>(環境性能割の税率)</u> <u>第31条の6 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u> <u>(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u> <u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u> <u>第31条の7 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u> <u>第31条の8 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u>

新	旧
(軽自動車税の税率)	<u>2 3 輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</u> <u>第31条の9 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u> <u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u> <u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> <u>（環境性能割の減免）</u> <u>第31条の10 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第37条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u> <u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u> <u>（種別割の税率）</u>

新	旧
第32条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3)略 (<u>軽自動車税</u>の納期) 第33条 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。 (<u>軽自動車税</u>の徴収の方法) 第33条の2 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告) 第34条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所	第32条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3)略 (<u>種別割</u>の納期) 第33条 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。 (<u>種別割</u>の徴収の方法) 第33条の2 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>種別割</u>に関する申告又は報告) 第34条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があ

新	旧
有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。 4 略 (<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料) 第35条 略 (<u>軽自動車税</u>の減免) 第37条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものについては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 (1)、(2) 略 2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税	有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。 4 略 (<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料) 第35条 略 (<u>種別割</u>の減免) 第37条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものについては、<u>種別割</u>を減免する。 (1)、(2) 略 2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及

新	旧
額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) ～ (8) 略 3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免) 第37条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 (1)、(2) 略 2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関	び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) ～ (8) 略 3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免) 第37条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 (1)、(2) 略 2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する

新	旧
する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 （1）～（6）略 3 略 4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。	法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 （1）～（6）略 3 略 4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

新	旧
5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。 附 則 第4条の2 削除	5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。 附 則 第4条の2 削除 <u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u> 第4条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第14条及び第14条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第14条の5及び第14条の6第1項の規定の適用については、第14条の5中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の3第1項」とする。

新	旧
(<u>個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除</u>) 第4条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）<u>には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第14条及び第14条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> 2 前項の規定の適用がある場合における第14条の5及び第14	3 <u>第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u> 第4条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が<u>平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）<u>において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第14条及び第14条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> 2 前項の規定の適用がある場合における第14条の5及び第14

新	旧
条の6第1項の規定の適用については、第14条の5中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第4条の3第1項</u>」と、第14条の6第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第4条の3第1項</u>」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第8条の3 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項、<u>附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項、<u>附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とす	条の6第1項の規定の適用については、第14条の5中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第4条の3の2第1項</u>」と、第14条の6第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第4条の3の2第1項</u>」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第8条の3 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項、<u>附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項、<u>附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条の3第

新	旧
る。 (3) ～ (5) 略 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第9条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項、<u>附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項、<u>附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) ～ (5) 略	1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) ～ (5) 略 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第9条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項、<u>附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項、<u>附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) ～ (5) 略

新	旧
4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第10条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項、<u>附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項、<u>附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) ～ (5) 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第10条の2 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個	4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第10条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項、<u>附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項、<u>附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) ～ (5) 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第10条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人

新	旧
人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項の規定の適用（次条の規定の適用があるときを除く。次項において同じ。）については、前条第1項中「法附則第34条第4項」とあるのは、「法附則第34条の2第4項」とする。 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項の規定により課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。	の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項の規定の適用（次条の規定の適用があるときを除く。次項において同じ。）については、前条第1項中「法附則第34条第4項」とあるのは、「法附則第34条の2第4項」とする。 2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項の規定により課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

新	旧
3 略 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第12条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)、(2) 略 (3) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項、<u>附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項、<u>附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (4)、(5) 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特	3 略 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第12条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)、(2) 略 (3) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項、<u>附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項、<u>附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (4)、(5) 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特

新	旧
例) 第12条の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項、 附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) ～ (5) 略 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第12条の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	例) 第12条の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項、 附則第4条第1項、<u>附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項、附則第4条第1項、<u>附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) ～ (5) 略 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第12条の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

新	旧
(1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項、 附則第4条第1項<u>及び</u>附則第4条の3第1項の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項、附則第4条第1項<u>及び</u>附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第12条の3の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項並	(1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項、 附則第4条第1項、<u>附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項、附則第4条第1項、<u>附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第12条の3の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項並

新	旧
びに附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項並びに附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 3、4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項並びに附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の2第3項後段の規定による市民	びに附則第4条第1項、<u>第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項並びに附則第4条第1項、<u>第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 3、4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項並びに附則第4条第1項、<u>第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の2第3項

新	旧
税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項並びに附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第12条の3の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項並びに附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項並びに附則第4条第1項及び附則第4条の3	後段の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項並びに附則第4条第1項、<u>第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第12条の3の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項並びに附則第4条第1項、<u>第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項並びに附則第4条第1

新	旧
第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 3、4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項並びに附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項並びに附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは	項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 3、4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第14条の3から第14条の5まで、第14条の6第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の4第1項前段、第14条の5、第14条の6第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第14条の

新	旧
は「所得割の額及び附則第12条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 6 略 (耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第13条の6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令<u>附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第13条の7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安	4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 6 略 (耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第13条の6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第13条の7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安

新	旧
全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (１) ～ (３) 略 (４) 施行令<u>附則第１２条第２４項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (５) 略 (６) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令<u>附則第１２条第２５項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (７) 略 (熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第１３条の８ 法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１０項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (１) ～ (４) 略	全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (１) ～ (３) 略 (４) 施行令<u>附則第１２条第２３項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (５) 略 (６) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令<u>附則第１２条第２４項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (７) 略 (熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第１３条の８ 法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１０項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (１) ～ (４) 略

新	旧
(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等 (6) 略 (特定熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第13条の8の2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等 (6) 略 第13条の8の3 略 <u>(改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</u> 第13条の8の4 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建	(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等 (6) 略 (特定熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第13条の8の2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等 (6) 略 第13条の8の3 略

新	旧
<u>建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> <u>（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> <u>（2）家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> <u>（3）家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別</u> <u>（4）家屋の建築年月日及び登記年月日</u>	

新	旧
(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日 (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に 申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができな かった理由 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第13条の11 略 2～6 略 7 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。 8 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。 9、10 略 11 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定め る割合は、3分の1とする。 第14条 略	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第13条の11 略 2～6 略 7 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。 8 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。 9、10 略 第14条 略 (軽自動車税の環境性能割の非課税の特例) 第14条の2 市長は、当分の間、第31条の3の規定にかかわら ず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を課税免除する自動車に 相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対して は、軽自動車税の環境性能割を課さない。

新	旧
	<u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u> <u>第14条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第5条から第9条までの規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うところによる。</u> <u>2 当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第44条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第45条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき大阪府知事が当該判断を行うところによる。</u> <u>3 当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第14条の4の規定により読み替えられた第31条の8第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提</u>

新	旧
	<u>供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る３輪以上の軽自動車について法附則第２９条の１１の規定によりその例によることとされた法第１６１条第１項に規定する申告書を提出すべき当該３輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u> <u>４ 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに１００分の３５の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u> <u>第１４条の３ 市長は、当分の間、第３１条の１０の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める３輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</u> <u>第１４条の４ 第３１条の８の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</u>

新	旧									
	第14条の5 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第14条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第31条の6の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第1号</td><td>100分の1</td><td>100分の0.5</td></tr><tr><td>第2号</td><td>100分の2</td><td>100分の1</td></tr><tr><td>第3号</td><td>100分の3</td><td>100分の2</td></tr></table> 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第31条の6（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 (軽自動車税の種別割の税率の特例)	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								
(軽自動車税の税率の特例) 第15条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定</u>（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した	第15条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第444条第3項に規定する車両番号の指定</u>（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年									

新	旧				
月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第32条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>略</td></tr></table> 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第32条の規定の適用については、当該軽自動車 が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>略</td></tr></table> 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第32条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中	略	略	度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第32条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>略</td></tr></table> 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第32条の規定の適用については、当該軽自動車 が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>略</td></tr></table> 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第44条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第32条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限	略	略
略					
略					
略					
略					

新	旧
「6, 900円」とあるのは「3, 500円」とする。	り、同条第2号イ中「3, 900円」とあるのは「2, 000円」と、同号ウ中「6, 900円」とあるのは「3, 500円」とする。
	<u>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第32条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ中「3, 900円」とあるのは「3, 000円」と、同号ウ中「6, 900円」とあるのは「5, 200円」とする。</u>
(軽自動車税の賦課徴収の特例)	(軽自動車税の <u>種別割</u> の賦課徴収の特例)
第15条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	第15条の2 市長は、軽自動車税の <u>種別割</u> の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があること	2 市長は、納付すべき軽自動車税の <u>種別割</u> の額について不足額が

新	旧
を第33条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことになるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第34条及び第35条の規定を除く。）を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	あることを第33条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことになるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、<u>軽自動車税の種別割</u>に関する規定（第34条及び第35条の規定を除く。）を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき<u>軽自動車税の種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（和泉市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 和泉市税条例の一部を改正する条例（令和7年和泉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の表新の欄及び旧の欄中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附 則
（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の和泉市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 35 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | リモートパソコン390台運用分 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 61,554,900円 |
| 4 取得の相手方 | 東京都品川区西五反田二丁目12番19号
株式会社アクシオ
代表取締役 渡邊 浩司 |

議案第 35 号参考資料

- 1 納入場所 和泉市府中町二丁目 7 番 5 号
和泉市役所
- 2 納入期限 令和 9 年 2 月 2 6 日
- 3 取得内容 リモートパソコン 3 9 0 台運用分
(リモートパソコン基盤一式、接続スイッチ 4 台及びバックアップ機器 1 台)

議案第 36 号

製造請負契約締結について

15m級ポンプ付はしご消防車艀装請負契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 15m級ポンプ付はしご消防車艀装 |
| 2 契約者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 149,930,000円 |
| 5 契約の相手方 | 兵庫県三田市テクノパーク32番地
株式会社モリタ関西支店
支店長 高岡 雄二 |

議案第 36 号参考資料

15m級ポンプ付はしご消防車艤装概要

- | | |
|-----------|--|
| 1 請 負 内 容 | 15m級ポンプ付はしご消防車の艤装
4ドア 2輪駆動方式 総重量12t未満 装備品（15m級はしご装置、車両支持装置、バスケット装置及び
水ポンプ装置） |
| 2 契 約 期 間 | 自 令和 8年 月 日（議決の日）
至 令和10年 3月17日 |
| 3 納 車 場 所 | 和泉市消防本部
和泉市府中町四丁目10番16号 |

議案第 40 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 和泉市家庭系日常（可燃）ごみ指定袋 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 72,308,500円 |
| 4 取得の相手方 | 岐阜県本巣郡北方町高屋伊勢田二丁目43番地の2
株式会社ユイテック
代表取締役 森 康成 |

議案第 40 号参考資料

1 納入場所 和泉市が指定する保管場所

2 納入期限 令和9年3月31日

3 取得内容 家庭系日常（可燃）ごみ指定袋

45リットル 1組10枚 300,000組（3,000,000枚）

30リットル 1組10枚 225,000組（2,250,000枚）

20リットル 1組10枚 225,000組（2,250,000枚）

10リットル 1組10枚 110,000組（1,100,000枚）

5リットル 1組10枚 25,000組（250,000枚）

議案第 41 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議を行うに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

大阪広域水道企業団が共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約を変更する必要がある。

これが、この規約案を提出する理由である。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

大阪広域水道企業団規約（平成２２年１１月２日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

新	旧
別表第２（第３条関係） 岸和田市、<u>泉大津市</u>、八尾市、富田林市、<u>箕面市</u>、柏原市、<u>門真市</u>、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	別表第２（第３条関係） 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

附 則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議案第 41 号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（中略）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 45 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項及び第3項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について、関係市町村と協議を行うに当たり、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）により、社会保険診療報酬支払基金の名称が変更されることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この規約案を提出する理由である。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年１月１７日大阪府指令市第３２０５号）の一部を次のように変更する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

新	旧
（広域連合の経費の支弁の方法） 第１７条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 （１）～（３）略 （４）<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構交付金</u> （５）略 ２ 略	（広域連合の経費の支弁の方法） 第１７条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 （１）～（３）略 （４）<u>社会保険診療報酬支払基金交付金</u> （５）略 ２ 略

附 則

この規約は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第 45 号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

3 広域連合は、次条第1項第6号又は第9号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第1項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

4～8 略

（規約等）

第291条の4 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

（1）～（8）略

（9）広域連合の経費の支弁の方法

2～4 略

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 58 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 電子黒板機能付大型提示装置 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 219,890,000円 |
| 4 取得の相手方 | 大阪市西区阿波座二丁目1番11号
NTT西日本株式会社関西支店
執行役員関西支店長 鶴田 祐司 |

議案第 58 号参考資料

- 1 納入場所 市立小学校 16 校、中学校 7 校及び義務教育学校 1 校
- 2 納入期限 令和 8 年 8 月 31 日
- 3 取得内容 電子黒板機能付大型提示装置 410 台